

令和8年度荒川区児童青少年課会計年度任用職員（子育て支援相談専門員）募集要項

1 職種

子育て支援相談専門員

2 募集期間

採用月日	募集期間	面接選考日
令和8年4月1日付	令和8年2月2日（月）～ 令和8年2月25日（水）	令和8年3月2日（月）～ 令和8年3月6日（金） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和8年5月1日付	令和8年3月9日（月）～ 令和8年3月27日（金）	令和8年4月1日（水）～ 令和8年4月8日（水） 日時は一次選考合格者へ通知します。
令和8年6月1日付	令和8年4月6日（月）～ 令和8年4月24日（金）	令和8年4月30日（木）～ 令和8年5月12日（火） 日時は一次選考合格者へ通知します。

3 募集方法

ホームページ、ハローワーク等へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

若干名

状況により、募集を停止する場合があります。最新の募集状況については、児童青少年課までお問合せください。

5 勤務内容

（1）子育て全般に関する保護者の心理面の相談・支援

（2）学童クラブや児童館で働く職員への指導・助言

6 応募資格

次のいずれかに該当する方

大学で臨床心理学を履修した者

臨床心理士の資格者及び取得見込みの方

地方公務員法第16条（欠格条項）の各号いずれかに該当する方は受験できません。

受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

6 勤務場所

荒川区役所児童青少年課（荒川区荒川2-2-3）

7 雇用期間

各採用日～令和9年3月31日まで

勤務成績良好な場合、公募によらず、再度の任用を行う場合があります。
(原則として 65 歳未満に限ります)
採用から原則 1 か月は条件付採用です。
ただし、任用後 1 か月の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで延長する。

8 勤務時間

1 日 7 時間 45 分 (原則として週 31 時間勤務)

9 報酬月額

235,968 円 (地域手当相当分を含む)

採用までに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

厚生年金保険、共済組合(短期)、雇用保険に加入していただきます。

上記金額には所得税・社会保険料等の本人負担を含みます。

通勤費相当(上限額あり)が支給されます。

月途中採用の場合の報酬は日割りとなります。

月途中採用の場合、通勤費相当は、翌月分からの支給となります。

報酬の支給日は毎月末日です。ただし、末日が休日の場合は前営業日に支給になります。

10 休暇等

年次有給休暇は以下のとおりです。勤務日単位または時間単位で取得できます。

採用月日	年次有給休暇付与日数
令和 8 年 4 月 1 日付	10 日 採用日により付与日数が異なります。

このほかに、夏季休暇、慶弔休暇等があり、それぞれについて日数が定められています。

11 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

12 健康管理

年 1 回定期健康診断を実施します。(採用日による)

13 選考方法

1 次選考：書類選考(作文)

2 次選考：個別面接(1 次選考合格者のみ)

2 次選考については、1 次選考合格者のみ詳細を通知します。

14 応募方法等

提出書類

- 会計年度任用職員申込書に直近 3 か月以内の写真を添付したもの 1 通
- 会計年度任用職員履歴書(または市販の履歴書)に直近 3 か月以内の写真を貼付したもの 1 通
- 資格を証明できるものの写し 1 通
- 作文 課題「子どもの育ちを支えるとは」
(400 字詰め原稿用紙 1 枚。ワープロパソコン可)

提出先

〒116 - 8501 荒川区荒川 2 - 2 - 3 荒川区役所児童青少年課

応募方法

- ・郵送の場合 封筒表面に「採用選考申込書在中」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。（簡易書留によらないものの事故については責任を負いません）
- ・持参の場合 荒川区児童青少年課（区役所本庁舎 2 階 14 番窓口）まで持参してください
ご提出いただいた申込書等は返却いたしません。

提出期限

採用月日	提出期限（募集期間）
令和 8 年 4 月 1 日付	令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）
令和 8 年 5 月 1 日付	令和 8 年 3 月 9 日（月）～令和 8 年 3 月 27 日（金）
令和 8 年 6 月 1 日付	令和 8 年 4 月 6 日（月）～令和 8 年 4 月 24 日（金）

13 問合わせ先

荒川区役所児童青少年課 03 - 3802 - 3111 (内線 3859)

参考

地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を形成し、又はこれに加入した者
- 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。